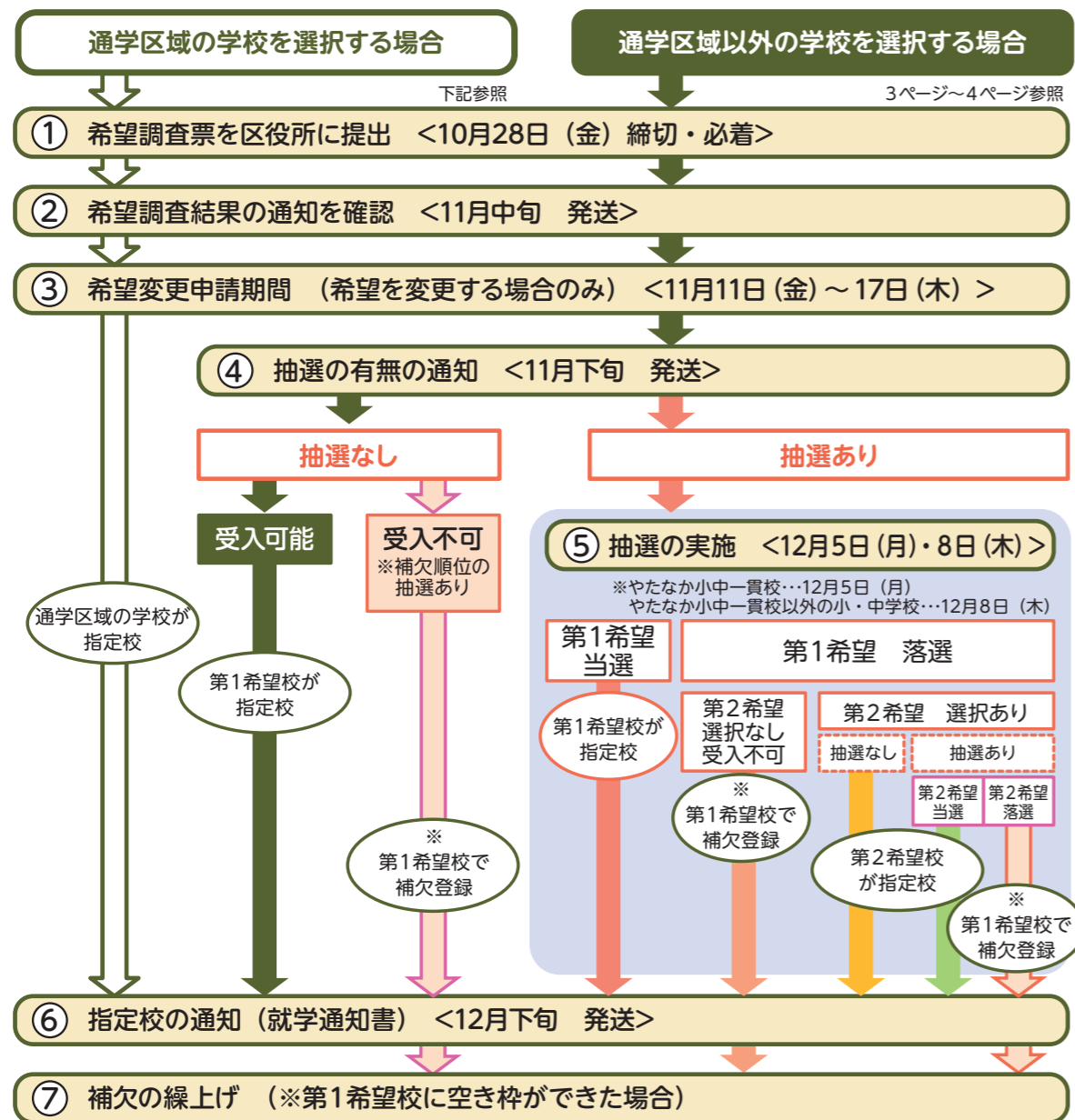


学校選択制の流れ・スケジュール



通学区域（お住まいの校区）の学校を選択する場合

● 必要な手続き（上記のスケジュールもご参照ください）

- 希望調査票を区役所に提出… ～10月28日(金)**
55ページの記入例を参照しながら同封の希望調査票を記入し、区役所窓口サービス課まで郵送もしくは持参で提出してください。10月28日(金) 締切・必着です。
- 希望調査結果の通知を確認… 11月中旬**
ご提出いただいた希望調査票の内容を確認していただくため、区役所より希望調査結果を通知します。ご希望通りの学校が選択されているか確認してください。
記載内容に間違いがあったり、11月11日(金)になっても通知がない場合は、必ず区役所窓口サービス課までご連絡ください（電話06-4399-9963）。
- 希望変更の申請… 11月11日(金)～17日(木)**
この期間が希望する学校を変更する最後の機会となります。
通学区域以外の学校を選択しなおす場合は、3ページの【希望変更の申請】にお進みください。

- ④～⑤は関係ありません。（区役所が行う業務です）
- ⑥ **就学指定校の通知（就学通知書）… 12月下旬**
区役所から就学通知書が送付されます。
1～2月頃…各小・中学校で入学前説明会が開催されますので参加してください。

通学区域（お住まいの校区）以外の学校を選択する場合

● 留意点

次の点に留意し、ご本人を含めご家族でよく相談し、学校を選択してください。

- ※ 希望変更申請期間（下記の③）終了後、希望校を変更・辞退することはできません。
- ※ 通学区域以外の学校が就学指定校となった後は、通学区域の学校へ戻ることはできません。
- ※ 通学区域以外の小学校に入学しても「通っていた小学校の進学中学校」に優先的に進学することはできません。中学校に進学する際は「通学区域（お住まいの校区）の中学校」となるため、通学区域以外の中学校を希望される場合は、再度選択していただく必要があります。
- ※ 兄、姉が通学区域以外の小・中学校に在学していても、弟、妹がその学校に優先的に入学することはできません。
- ※ 子どもを安全に通学させる責任は保護者にあります。市立小・中学校の通学手段は原則徒歩であり、**自転車の利用は禁止**です。通学区域以外の学校を選択する際は、自宅から希望校まで歩くなど、各ご家庭で通学経路・集団登校の取り扱い・時間等をご確認ください。そのうえで、通学の負担や安全等を考慮し、**学校のルールにそって卒業まで無理なく通学できる学校を保護者の責任において選択してください。**
- ※ 学校案内や各学校のホームページ、学校公開・学校説明会で正しい情報を得るようにしてください。
- ※ 市立の学校には教員の人事異動があります。人事異動により学校の特色や部活動（学校案内に記載の部活動は令和4年度のもので）の内容等に変更が生じることがあります。
- ※ 学校行事や地域行事、PTA活動などに積極的に協力する意識をもって学校を選択してください。

● 必要な手続き（2ページのスケジュールもご参照ください）

- 希望調査票を区役所に提出… ～10月28日(金)**
55ページの記入例を参照しながら同封の希望調査票を記入し、区役所窓口サービス課まで郵送もしくは持参で提出してください。10月28日(金) 締切・必着です。
ご提出がない場合、通学区域の学校を選択したものとみなします。
- 希望調査結果の通知… 11月中旬**
ご提出いただいた希望調査票の内容を確認していただくため、区役所より希望調査結果を通知します。ご希望通りの学校が選択されているか確認してください。
記載内容に間違いがあったり、11月11日(金)になっても通知がない場合は、必ず区役所窓口サービス課までご連絡ください（電話06-4399-9963）。
また、各学校の希望状況を集計し、区のホームページにて公表します。
(<https://www.city.osaka.lg.jp/higashiumiyoshi/category/3463-6-2-1-0-0-0-0-0-0-0.html>)
- 希望変更の申請… 11月11日(金)～17日(木)**
この期間中、希望する学校を変更することができます（通学区域内の学校への変更も含む）。
この受付期間後は希望校を変更することはできません。希望校が確定したあとは、通学区域の学校へ希望を戻すことができませんので、よく考えて手続きしてください。



【申請方法】東住吉区役所 窓口サービス課（区役所2階24番窓口）にお越しください。（9時～17時30分）

- ※11日(金)は9時～19時
- ※電話、郵送等での申請はできません。